6　認知の無効の訴え

(一)　子若しくはその法定代理人、認知をした者又は子の母は、それぞれ所定の時期から七年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができることとした。（第七八六条第一項関係）

(二)　子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間が三年を下回るときは、二一歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができることとした。（第七八六条第二項関係）

7　子の人格の尊重等

親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととするとともに、懲戒に関する規定を削除することとした。（第八二一条及び第八二二条関係）

二　児童福祉法の一部改正関係

児童相談所長等は、一時保護が行われた児童等で親権を行う者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができることとし、この場合において、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。（第三三条の二第二項及び第四七条第三項関係）

三　国籍法の一部改正関係

認知された子の国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しないこととした。（第三条第三項関係）

四　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。（第一四条第一項関係）

五　人事訴訟法の一部改正関係

1　嫡出否認の訴えの当事者

父が子の出生前に死亡したとき又は所定の期間内に嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは、その子のために相続権を害される者その他父の三親等内の血族は、父の死亡の日から一年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができることとした。（第四一条第一項関係）

2　認知の無効の訴えの当事者

(一)　認知の無効の訴えについても、1と同様の規律を設けることとした。（第四三条第一項関係）

(二)　子が所定の期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができることとし、この場合においては、子の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならないこととした。（第四三条第二項関係）

六　家事事件手続法の一部改正関係

裁判所は、嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、前夫に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知することとした。（第二八三条の二関係）

七　生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正関係

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、その子が嫡出であることを否認することができないこととした。（第一〇条関係）

八　その他

この法律の制定に伴い、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第六条関係）

九　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第一〇三号）（厚生労働省）

1　給付金の請求期限

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすることとした。（第五条関係）

(一)　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二〇年一月一六日）から起算して二〇年を経過する日

(二)　損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2　劇症肝炎に罹患して死亡した者に対する給付金の額の引上げ

特定C型肝炎ウイルス感染者のうち、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。3の(一)において同じ。）に罹患して死亡した者に対する給付金の額（改正前では一、二〇〇万円）を「慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者」と同額の四、〇〇〇万円に引き上げることとした。（第六条第一号関係）

3　施行期日等

(一)　経過措置

C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した特定C型肝炎ウイルス感染者で、この法律の施行前に一、二〇〇万円の給付金の支給が行われたものについて、2により引き上げられた給付金の額（四、〇〇〇万円）との差額に相当する額（二、八〇〇万円）の給付金を支給することについて、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（法律第一〇四号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

1　障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項

(一)　共同生活援助の支援内容の追加

共同生活援助の支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことを追加することとした。（第五条第一七項）（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日以降は第五条第一八項）関係）

(二)　地域生活支援拠点等の整備等

(1)　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域において生活する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（イからハまでにおいて「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとした。（第七七条第三項関係）

イ　障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、関係機関との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

ロ　関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供